

三田支部

理由
普通運轉はスターフより五分の早者を認められ居るも経車運轉はスターフ嚴守の爲め一分の早者も許さざると共に十二時より一時迄は深夜作業に付き手當復活を要求する者なり
實行方法 新本部一任

30 () 勤務時間短縮に關する件

提案 電車部 三田支部

理由
最近勤務時間が非常に延長され日曜祭日には居残りや命ぜられ十二時間以上の勤務屢々あり、随つて疲勞甚だしく之が爲事故の頻發又は健康を害する者多きに依り勤務時間の短縮を要求す。
實行方法 新本部一任

7 () 休暇券支給復活に關する件

提案 電車部 新宿支部 青南支部

理由

110
休暇券は従前の如く三ヶ月精勤したる者に對し二枚支給せられたし
實行方法 新本部一任

6 () 被服支給復活に關する件

提案 電車部 新宿支部

理由
從來一年に一着宛の被服を支給したるも改悪されて二年に一着となりたる爲破損甚だしく乗客に不快の念を抱かしむるはサービス改善を計る電氣局の主旨に相反するのみならず現在の被服は生地粗悪の爲め二年間若用するは事實不可能に付従前通り一年一着支給する事を要求す。
實行方法 新本部一任

59 () 電氣局公債二億三千萬圓を市移讓に關する件

提案 電車部 大塚支部

理由
現在の電氣局財政的破綻の根本要因は公債利子の支拂ひに依る。危機に晒されつゝある電氣局財政確立は空資本に等しい公債を市に移讓する以外方法はない隨つて吾々は財政的破

80 () 本部役員選舉の件

提案 本部

實行方法
本組合規約第十條により本部役員を選出す。

31 () 規約改正案

提案 電車部

第一章 總 則

第一條 本組合は東京交通労働組合と稱す
第二條 本組合は東京市電從業員を以て組織す
第三條 本組合は本部を東京市内に置き支部を各所に置く
第四條 本組合は綱領宣言及決議の貫徹を以て目的とす

第二章 機 關

第五條 本組合に左の機關を置く(イ)大會(ロ)中央委員會(ハ)中央執行委員會
第六條 大會、中央委員會、中央執行委員會は委員定數の三分の二以下たる事を得ず、議決は出席委員の過半數を以て決す

第七條 大會は本組合の最高の決議機關にして毎年秋期一回中央執行委員長之を召集す、但し中央委員會に於て緊急必

20 () 昇給率復活に關する件
理由
最近の幣即ち公債を市移讓促進運動を捲起し飽迄目的を貫徹すべきである。
實行方法 新本部一任

提案 電車部 新宿支部

19 () 單車撤廢に關する件

提案 電車部 青南支部

理由
現今交通機關の發達は長足の進歩を遂げ大阪、神戸、横濱の各市電を初め郊外電鐵は車體改善に全力を注ぎ其の著しきを見る然るに帝都の重要交通機關たる市電が不完全極まる單車を運轉するは一般市民に不快の念を抱かしむるのみならず機關の不備より起る事故頻發公傷の續出延いては電氣局經濟に及ばず影響甚だしきに依り即時撤廢する事を要求す。
實行方法 新本部一任

新本部
4. 中. 部. 費. 任. 下. 部. 邦
三
一
切
手
部